

民科法律部会と協同組合研究

吉田 省三 (長崎県／長崎大学商科短期大学部)

3月末、湯河原で民主主義科学者協会法律部会（略称・民科法律部会）^(注1)の合宿研究会が開催された。合宿研究会では、全体会と専門別分科会が開催される。専門別分科会の一つである商法経済法分科会は今回、友愛原理とその具体化としての改革戦略、労働者協同組合、消費生活協同組合をテーマとした。

民科法律部会の統一テーマと企業社会の変革

民科法律部会は、1994—96年度を、日本の企業社会の変革を課題とした「民主主義社会構築の法戦略」を統一テーマとしてきた。そこで議論されたのは、新自由主義・新保守主義的な支配戦略の評価の問題とそれに対する国民の側からの対抗戦略の問題である。民科全体としては、新自由主義の福祉国家攻撃とそれにたいする対抗戦略の評価について、また、対抗戦略の一つとしての友愛原理、協同原理の評価についても議論がある。これらの議論をさらに深めるため1997年度からは、新しい3ヶ年計画がスタートした。商法経済法分科会の今回のテーマ設定は、これに対応している。

商法経済法分科会の歴史^(注2)と協同組合研究

1960年代に民科全体で議論された国家独占資本主義の法としての経済法という視点から商法経済法分科会が1970年代初め組織された。当時は独占の民主的規制という関心が中心で、分科会のメンバーを中心に他分野の研究者を含め、独占規制研究会も組織された。個別研究が中心になった1980年代を経て、1990年代になり活動が再活性化し、前述の民科の統一テーマとの関係で、企業社会、新自由主義、国際化、規制緩和などについての研究報告が行われている。

協同組合自体に関しては、商法経済法分科会の

メンバーの多くは、独占禁止法の研究者であり、同法の適用除外としての協同組合という視点、中小企業、消費者の組織化法としての視点からの協同組合法研究が中心であったと思う。労働者協同組合に関しては、1991年の合宿で、自主生産に取り組みはじめた下田造船の聞き取り調査を実施している。今回の分科会での議論を契機として、新保守主義的支配戦略への対抗戦略^(注3)、また友愛原理とその具体化としての協同組合が他の改革戦略とともに民科の議論に取り上げられることになると思う。

民科法律部会だけでなく、他の法律学会でも協同組合にたいする関心が高まっている。法社会学会は、三ヵ年の企画として、「構造変容と法社会学—法における連帶と配慮」というテーマを設定している。経済学を中心にアカデミズムは、新保守主義的戦略が支配的であるが、それに対抗し民主的な未来を模索する作業の中では、協同原理とその運動は魅力的なものとなっている。

注1 近ごろ民科ってまだあったの？という質問を受けたので念のため。民主主義科学者協会（民科）は、「民主主義日本の成長と確立」を課題として1946年1月に成立。しかし科学の全分野にわたる全国組織としての民科の活動は、1950年代後半に停止。専門別全国部会としての法律部会は、1957年10月に独立の学会として再出発した。現在の会員数は約800名。機関誌（年報）：法の科学（日本評論社）。

注2 本間重紀「民科と商法経済法分科会・独占規制研究会」「法の科学」民科法律部会の50年、25号／記念増刊号、1996. P.156

注3 本間重紀「日本の企業社会・企業国家の法的改革・再論——自由・平等・友愛をめぐって——」高橋・本間編『現代経済と法構造の変革』三省堂、1997.